

令和7年7月1日

**指定介護老人福祉施設**

「特別養護老人ホームきたはら」

**契約書及び重要事項説明書**

社会福祉法人 恵光会

# 特別養護老人ホーム きたはら

## 利用契約書

特別養護老人ホームきたはら利用者（以下「契約者」という。）と特別養護老人ホームきたはら（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第一章 総則

#### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

#### 第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6か月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくは契約者等の要請に応じて、介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、変更の必要がある場合には、契約者等と協議して、変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### 第3条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

#### 第4条（介護保険の基準外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - ① 契約者が選定する特別な食事の提供
  - ② 契約者に対する理美容サービス
  - ③ 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
  - ④ 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者が、別途定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分に居住費、食費を加えた額を事業者を支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。）
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### 第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務等

### 第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付するものとします。

### 第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者及び従業員は、サービス提供上で知り得た契約者及び家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、本契約が終了した後も同様とします。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 事業者は、第 17 条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第 9 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第 10 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができます。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第 11 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったため損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったため損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスとは無関係に損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為のために損害が発生した場合
- ⑤ 自然災害、感染症蔓延に伴う事故等、事業者もしくは従業者に、故意あるいは作為的と認めない場合

### 第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合、契約者に実施したサービスを除き、所定の利用料金の支払いを請求することはできません。

## 第六章 契約の終了

### 第 13 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、サービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉

鎖した場合

- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### 第 14 条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

#### 第 15 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情があった場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約に重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第 5 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどして、本契約に重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が介護老人保健施設もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

#### 第 17 条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

#### 第 18 条（契約者の入院に係る取り扱い）

契約者が病院又は診療所に入院した後 6 日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定の自己負担分を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が 6 日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

#### 第 19 条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第 13 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る 所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 5 項を準用します。

#### **第 20 条（残置物の引取等）**

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて保証人（又は後見人）を定めるものとします。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は保証人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は保証人は前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は保証人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但し書を除いて、契約者又は保証人が 2 週間を過ぎても残置物を引き取らない場合には、残置物を契約者又は保証人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は保証人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が保証人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

#### **第 21 条（一時外泊）**

- 1 契約者は、事業者の同意の上で、1 か月に 6 日を限度とし、外泊することができるものとします。この場合、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定の自己負担分を事業者に支払うものとします。

### **第七章 その他**

#### **第 22 条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、受付窓口を設置し、適切に対応するものとします。

#### **第 23 条（事故発生時の対応）**

事業所は、契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### **第 24 条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームきたはら」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 第0970900189号)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵光会
- (2) 法人所在地 栃木県真岡市若旅656番地
- (3) 電話番号 0285-83-6662
- (4) 代表者氏名 理事長 柴 恵子
- (5) 設立年月 平成9年8月19日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年2月1日指定
- (2) 施設の目的 介護の必要な高齢者の生活を援助する
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム きたはら
- (4) 施設の所在地 栃木県真岡市若旅656番地
- (5) 電話番号 0285-83-6662
- (6) 施設長(管理者) 氏名 柴 俊郎
- (7) 開設年月 平成10年7月13日
- (8) 入所定員 50人
- (9) 施設の概要

- ① 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋1階
- ② 建物の延べ床面積 2790㎡
- ③ 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成12年1月17日指定 栃木県0970900189号 定員8名
- [通所介護] 平成12年1月17日指定 栃木県0970900171号 定員30名
- [居宅介護支援事業] 平成11年12月1日指定 栃木県0970900064号
- [居宅介護支援等事業] 平成12年3月15日指定 栃木県0970900213号

- (10) 入所基準資格等 介護保険法に基づき要介護と認定された者(要介護3～5)のうち、介護の必要性、居宅における介護の困難性等を勘案し、「入所申込者評価基準」により算出した点数に基づく順位付けの結果、上位に挙げられた者で更に施設が設置する入所検討会で認めた者。  
※ただし、要介護1, 2と認定された者であっても、特例入所を認められた場合は、入所資格を有する。

### (11) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、4人部屋か、個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	6室	トイレ・洗面台有り
4人部屋	11室	
合計	17室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、歩行器等
浴室	4室	チェア浴槽・特殊機械浴槽・一般浴槽
看護室	1室	
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

（年に1度の居室替えを実施予定—4月頃）

☆居室に関する特記事項

- ・トイレ — 個室内、廊下（4箇所）
- ・箆筒 — 各室各自に一式
- ・洗面台 — 居室、東西・中央トイレ、食堂に2箇所

### 3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 事務職員	3名
3. 生活相談員	1名以上
4. 介護職員	17名以上
5. 看護師	2名以上
6. 機能訓練指導員	1名以上
7. 介護支援専門員	1名以上
8. 管理栄養士	1名
9. 医師	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	週1回 12:30～14:30 *診察日が祝日にあたる場合はこの限りではない。
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 A: 6:30～15:30 1名 早番 B: 7:30～16:30 1名 日勤 B: 9:00～18:00 1名 リーダー: 8:30～17:30 1名 ショート: 8:00～17:00 1名 遅番 A: 10:00～19:00 1名 遅番 B,C: 10:30～19:30 2名 夜勤: 17:00～ 9:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番: 8:00～17:00 日勤: 8:30～17:30 1名

☆土日は上記と異なる場合があります。

#### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。給付については、収入に応じて7割と8割の場合があります。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①居室の提供

##### ②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7:30～8:30 昼食：11:45～12:45 夕食：17:45～18:45

##### ③入浴

- ・入浴を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員及び職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。(毎週月曜日一嘱託医の回診)

### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

### <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る自己負担額とおやつ代の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

#### ◆介護度別利用料金

(1単位=10.14円)

サービス 利用料	介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	多床室		589 単位	659 単位	732 単位	802 単位
個室		589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
加 算		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供体制強化加算 I 22 単位</li> <li>・ 夜勤職員配置加算 1 22 単位</li> <li>・ 看護体制加算 I 6 単位</li> <li>・ 栄養マネジメント強化加算 11 単位</li> <li>・ 生産性向上推進体制加算 II 10 単位/月</li> <li>・ 初期加算 30 単位</li> <li>・ 療養食加算 6 単位/1 回</li> <li>・ 科学的介護推進体制加算 I 40 単位/月</li> <li>・ 安全対策体制加算 20 単位/初回</li> <li>・ 精神科医定期的療養指導加算 5 単位</li> <li>・ 看取り介護加算 I 死亡日 45 日前～31 日前 72 単位</li> <li style="padding-left: 20px;">死亡日 30 日前～4 日前 144 単位</li> <li style="padding-left: 20px;">死亡日前々日・前日 680 単位</li> <li style="padding-left: 20px;">死亡日 1,280 単位</li> </ul>				
介護職員等処遇改善加算 I		単位数合計の 14.0%				

※上記介護度別料金は、1割の場合、2割、3割の場合があります。利用者本人の所得額で決まります。決定は、各市町村で行い、介護保険負担割合証にて確認します。

◆居室代金 多床室；915円 個室；1,231円

◆食事代金 1,680円(1日あたり)

◆おやつ代 110円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。(但し、市町村に申請が必要)

☆ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、1日あたり、255円です。(契約書第18条、第21条参照)他に、日数にかかわらず、居室料金のみ実費負担いただく場合があります。(随時説明いたします。)

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けている

方の場合、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。更に、高額介護支給金ということで、一定の額を超えた方については、超えた分の負担額を市町村が払い戻しています。

[単位：円]（日額）

対象者	区分	居住費		食費
		多床室	個室	
生活保護受給者	第1段階	0	380	300
市町村 住民 税非 課税 世帯				
高齢年金受給者 年金収入等の合計が80万円 以下の方	第2段階	430	480	390
年金収入等の合計が80万円 を超え、120万円未満の方	第3段階（1）	430	880	650
年金収入等の合計が120万円 以上の方	第3段階（2）	430	880	1,360
上記以外の方（第4段階）		915	1,231	1,680

☆金額は、日額で表示しています。

◇高額介護サービス支給について

サービス利用に係わる自己負担額が、一定額を超えた方に対して、超えた分の金額を市町村が払い戻します。

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階
払い戻す額	1割自己負担が1.5万円を超えた額	1割自己負担が1.5万円を超えた額	1割自己負担が2.46万円を超えた額

※第4段階の方でも、収入額により払い戻しが適用される場合があります。

(2)(1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：食事に要した費用の実費

②散髪

[散髪サービス]

月2回理容師が来所し、散髪サービスを利用いただけます。

利用料金：1,700円

顔剃り料金：500円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスを利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 500円

#### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

別途、提示いたします。

ii) クラブ活動

書道、茶道、音楽、その他（材料代等の実費をいただきます。）

#### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

#### ⑦契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、「5. 当施設が提供するサービスと利用料金」に記載したサービス利用料金を自己負担額とします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明いたします。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

足利銀行 真岡支店 普通預金

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：足利銀行、栃木銀行、農協、郵便局他

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

##### ①協力医療機関

医療機関の名称	芳賀赤十字病院
所在地	真岡市中郷271
診療科	全科
医療機関の名称	真岡病院
所在地	真岡市荒町3-45-16
診療科	全科
診療科	岡島歯科医院
所在地	真岡市田島310-2
診療科	歯科

## 5. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。その職を退いた後も同様とします。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 6. 施設利用に関する留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を守っていただきます。

### （1）面会

面会時間 9：00～17：00

※来訪者は、必ずその都度事務所で記帳してください。

※なお、来訪される場合、酒・危険物の持ち込みはご遠慮いただきます。

### （2）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をする場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間となります。

### （3）食事

食事が不要な場合は、7日前までにお申し出下さい。7日前までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」はかかりません。

### （4）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### （5）喫煙

施設内での喫煙は、全館禁止となります。

## 7. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、自然災害・感染症蔓延等における損害に関しては、賠償責任はないものとします。

## 8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない

限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

（契約書第 13 条参照）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑦ 要介護認定によりご契約者が要介護 1 又は 2 となり、特例入所の要件に該当しなくなった場合(平成 27 年 3 月 31 日までに入所した入所者は除く)</li></ul> |
|---|

### (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院した場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

### (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>④ ご契約者が病院等に入院した場合</li><li>⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院</li></ul> |
|---|

した場合

**\* ご契約者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第 18 条参照)**  
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。  
※ご契約者が短期入院又は外泊された場合の費用につきましては、入院又は外泊の初日及び再入所・帰所の日を含まず、居住費のみをご負担いただきます。ただし、その際は、第三段階以下の方につきましても、1日に付き上限 1,171 円の居住費をご負担いただきます。

**①検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合**

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担していただきます。また、月をまたがる場合は最大で 12 日分まで算定します。1 日当たり 255 円。

**②7 日以上 3 ヶ月以内の入院の場合**

3 ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用していただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金を負担する必要はありません。

**③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合**

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に優先的に入所することはできません。

**(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)**

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

**9. 保証人又は後見人 (契約書第 20 条参照)**

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、残置物を引取っていただく人を定めていただきます。(契約書第 20 条参照)

当施設は、保証人又は後見人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は保証人(後見人)に負担していただきます。

**10. 苦情の受付について (契約書第 22 条参照)**

**(1) 当施設における苦情の受付**

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[事務主任] 酒井 利裕  
[特養主任] 中山 千春

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

真岡市役所 高齢福祉課 介護保険係	所在地 真岡市荒町 5191 電話番号 0285-83-8094
栃木県社会福祉協議会 栃木県運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草 1-10-6 電話番号 028-622-2941
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護相談窓口	所在地 宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル 6階 電話番号 028-643-2220

### 1 1. 事故発生時の対応について (契約書第 23 条)

当事業所のサービス提供中に事故が発生した場合には、緊急対応マニュアルに基づいて対処します。さらに、速やかに在住の市町村、契約者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じます。また、当事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。

### 1 2. 個人情報の保護について

個人情報保護に対する基本方針を定め、利用者等の個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いをしております。

### 1 3. 情報開示について

#### (1) 介護又は、看護についての記録開示

- ・開示の申出があった場合、申出者は申込用紙に必要事項を記入し、事前に提出します。
- ・開示内容は、個人情報保護の観点から、必要な情報のみとします。
- ・施設は、情報開示の許可とともに、希望の日程を調整します。
- ・開示の際、関係職員が必ず同席し、閲覧いただきます。
- ・希望があれば、資料（コピー等）を提供することもあります。

#### (2) 事業計画及び財務内容についての閲覧方法

- ・事業計画及び財務内容がわかる書類のファイルを事務所に常備し、申出に応じ、いつでも提示できるようにしています。
- ・持ち出しは、禁止し、その場での閲覧となります。

### 1 4. 第三者評価の実施について

現時点で当事業所では第三者評価は受けておりません。

### 1 5. ハラスメントについて

- ・事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

### 1 6. 人権擁護・虐待防止について

事業所は利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 人権擁護・虐待防止のための指針を整備します。
- ② 人権擁護・虐待防止のための委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、人権擁護・虐待防止の研修を定期的を実施します。
- ④ 事業所の管理者、従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として行政に通報するものとし

す。

- ⑥ 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

## 17. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 18. 業務継続計画について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスを継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該事業改善計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び重要事項の交付と説明を行いました。

事業者	住 所	栃木県真岡市若旅 656
	事業者	特別養護老人ホーム きたはら
	代表者氏名	柴 俊郎 印
説明者	職 名	生活相談員
	氏 名	印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約年月日 令和 年 月 日

契約者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

保証人または後見人 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(続 柄 )

生年月日 \_\_\_\_\_ ( 歳)

電 話 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_

契約を証するため、本書2通を作成し契約者及び事業所が署名捺印の上1通ずつ保有するものとします。

※この重要事項説明書は、介護保険法（令和6年4月1日改正）に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。